

京極町創業支援事業補助金

補助内容

①京極町で新規に
創業される方

上限 **200万円**

※補助対象経費の1/2

②業種の転換、
追加をされる方

上限 **100万円**

※補助対象経費の1/2

○補助対象経費（以下の合計が100万円を超えるもの）

- (1) 建築物の新築、増築及び改築に係る工事費
- (2) 外装及び内装に係る工事費
- (3) 機器装置、工具、機器、備品の調達費
※原則、パソコンやカメラ等の汎用性の高い電化製品や車両の購入費は対象外です
※補助金の交付決定後3年間、毎年事業成果の報告が必要です

○補助対象者

町内に住所を有し（実績報告を提出する日の前日までに町内に住所を有する者も含む）、京極町商工会の会員（会員になる予定の者も含む）で、次に掲げる者

- (1) 創業する個人並びに法人
- (2) 業種の転換・追加を行う個人並びに法人

※令和元年8月27日以降の創業等を対象とします

※町税及び使用料等公的負担に滞納がある場合、対象にはなりません

（補助対象者の世帯員を含む。法人にあっては、当該法人及びその代表者。）

○補助対象事業

京極町内において新たな事業展開を目指す事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としない

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- ②中小小売商業振興法第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟して行われる事業
- ③政治活動や宗教活動を目的とする事業
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する構成員が関係する事業
- ⑤その他補助金の交付目的に則して適当でないと町長が認める事業

まずはお気軽にご相談下さい！



◎創業支援事業補助金についてのお問合せ

京極町役場商工観光課

住所 北海道虻田郡京極町字京極527番地

TEL 0136-42-2111

Mail kanko@town-kyogoku.jp



京極町HP